○南箕輪村高年齢者等雇用促進奨励金交付要綱

平成 13 年 10 月 5 日告示第 30 号

改正

平成 14 年３月 31 日告示第３号

平成 20 年 11 月 28 日告示第 66 号

平成 24 年３月 30 日告示第 26 号

南箕輪村高年齢者等雇用促進奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高年齢者及び障がい者（以下「高年齢者等」という。）の雇用の促進を図るため、村内に居住する高年齢者等を雇用した事業主に対して、高年齢者等雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和 59 年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　高年齢者　年齢が 45 歳以上 65 歳未満の者（次号に該当する者を除く。）

（２）　障がい者　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第２条に定める者

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付対象者は、村内に事業所を有する事業主（国、地方公共団体及びこれらに準ずるものを除く。）であって、高年齢者等を常用労働者として６か月以上雇用した事業主で、規則第５条第２項各号に掲げる納付金を滞納していないものとする。

（奨励金の額）

第４条　村長は、事業主に対し、当該高年齢者等１人につき１回限り 100,000 円を交付するものとする。

（交付の条件）

第５条　事業主は、高年齢者等を１年以上常用労働者として雇用しなければならない。

（交付申請）

第６条　奨励金の交付を受けようとする事業主は、高年齢者等を雇用した日から起算して６か月を経過した後、南箕輪村高年齢者等雇用促進奨励金交付申請書（様式第１号）及び規則第３条第２項に規定する納付金滞納確認同意書を村長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、その旨を申請者に補助金等交付決定書（規則様式第２号）により通知するものとする。

（奨励金の交付）

第８条　村長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（報告）

第９条　奨励金の交付を受けた事業主は、高年齢者等が雇用した日から１年を経過する日の前日までに離職した場合は、離職者届（様式第２号）により速やかに村長に届け出なければならない。

（奨励金の返還）

第 10 条　村長は、奨励金の交付を受けた事業主が、高年齢者等を雇用した日から起算して１年を経過する日の前日までの間に雇用しなくなったときは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既に支給した奨励金を返還させることができる。

（１）　高年齢者等が自らの都合により退職したとき。

（２）　高年齢者等が死亡したとき。

（３）　高年齢者等の責に帰すべき事由により解雇したとき。

（４）　前各号に定めるもののほか、村長がやむを得ない理由があると認めたとき。

２　村長は、奨励金の返還を決定したときは、その旨を当該事業主に通知するものとする。

３　前項による通知を受けた事業主は、速やかに奨励金を返還しなければならない。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 13 年 10 月１日から適用する。

附　則（平成 14 年３月 31 日告示第３号）

この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 11 月 28 日告示第 66 号）

この要綱は、平成 20 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 30 日告示第 26 号）

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。